

4. 住宅等の修景整備に対する助成の概要

景観に配慮した住宅等の修景整備は、住民の皆様が自主的に結ぶ「景観づくり協定」に沿った内容で進められます。

住民の皆様が、景観づくり協定を自主的に結んだ地域内において、建築物などの新築、増築、改築、移転、除去、大規模な修繕、もしくは模様替え、または色彩の変更を行う場合は、役所へ届出し、助言・指導を受けるとともに、「景観形成基準」に適合するように努めなければなりません。

また、住民の皆様が、景観に配慮した修景整備を行う際に、市の補助金交付を受けようとする場合は、「修理・修景基準」に順ずる内容でなければなりません。

(1) 景観形成基準

対象		景観形成基準の内容
建築物等	規模及び位置	①歴史的町並み景観を阻害しないよう、建築物の規模及び位置に配慮する。 ②山車巡行路に面する建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える。 ③やむを得ず建築物を後退させる場合は、町並みの連続性を損なわないよう、門・塀等を設置する。
	色彩	①建築物の屋根及び外壁の色彩は、歴史的景観や周辺の自然環境と調和するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
	形態	①建築物全体として、和風を基本とし、歴史的景観や町並みの連続性等、地区・境界の景観特性に配慮した形態、意匠とする。 ②山車巡行路に面する建築物は、三国町の伝統的な建築様式に配慮した形態、意匠とする。 ③門・塀は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。 ④山車巡行路に面する建築設備等は、周囲から目立たないよう配慮する。
土地	形態	①本区域の景観を特徴づける丘陵地形をできる限り継承・保全するよう配慮する。
	緑化措置	①屋外駐車場は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。

(2) 修理・修景基準

事業名	対象	概要
修理事業	歴史的建造物	大規模な構造変更等は行わず、歴史的建造物の原状が現れるように修理する。
修景事業	建築物	周辺の町並み景観になじむように、公道に面した外観部分の修景をする。
	木造建築物	伝統的建築物の意匠を継承したものとし、周辺の景観に調和した和風建築物とする。 また、新增築の場合、階数は3階以下とし、公道に面する壁面は、できる限り正面道路より後退させることなく、隣接する家屋等と揃えること。
	鉄筋コンクリート、鉄骨造等建築物	周辺の景観に調和した、和風の形態を有する建築物とする。 また、新增築の場合、建築物の高さは道路面から13m以下とし、3階以上の階数とする場合は3階以上の部分を正面道路からできる限り見えないよう後退するなどして建築する。
	付帯設備等 門・塀	歴史的町並みに調和した修景をする。 歴史的町並みに調和した修景をする。
	工作物	工作物全体として、突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、周辺景観に調和した修景をする。
	屋外広告物	周辺景観に調和したデザインの修景をする。 地盤面からの高さは4m以下、表示面積は30㎡以下とする。
	緑化措置	周辺景観に調和した緑化をする。 緑化を行ったことにより、害虫の発生など周辺に被害を与えないよう配慮する。